

「ジャーナリズムの法理」、その後

水谷 英嗣 郎
駒村 圭 吾

【提題】

- 一 現代のデジタルメディア環境と日本の報道の自由
- 二 「ジャーナリズムの法理」、来訪
- 三 「ジャーナリズムの法理」のその後——「撤退戦」を議論するためのトピック

【対話】

- 一 なぜ「報道の自由」を語る必要があるのか
- 二 抵抗すべき「敵性勢力」とは
- 三 「敵」は自己の内面に巣くうのか、環境の中に宿るのか——再び「敵性勢力」について
- 四 ジャーナリスト（プレス）とは「誰」のことか

【提題】

水谷瑛嗣郎

一 現代のデジタルメディア環境と日本の報道の自由

かつてマスメディアは、新聞にせよ放送にせよ、情報流通プロセスを担う媒体としての役割と、情報の発信者としての役割という二つの役割を同時に担う、極めて幸福な状態に置かれていた。しかしその幸せな時代は過ぎ去った。インターネットの商用利用が日本ではじまって早三〇年余。その間に、デジタルメディア環境への依存度を、我々は否応なしに強めてきた。ソーシャルメディアと呼ばれるコミュニケーション・サービスが台頭し、情報流通プロセスはデジタル・プラットフォーム事業者が担うことになり、マスメディアには、その他大勢のユーザーと同様に情報発信者としての立場だけが残された。

報道の自由と、その担い手たるマスメディアの危機・退潮が叫ばれるようになって久しく、さらに今日、ソーシャルメディア上でマスメディアが「マスゴミ」批判に晒される光景は、もはや日常といっても過言ではないだろう。だが、そこで口々に語られる「危機」や「マスゴミ」の内実は、様々である。政府をはじめとする諸権力からの様々な圧力、インターネットの登場による影響力の低下、¹⁾ 偏向報道や報道の自由に対する批判、企業としてのガバナンス機能不全、メディアスクラムをはじめとした報道被害に対する国民の憤り、そしてビジネスモデルの行き詰まり、等々。むろん、これらのうちいくつかは、今日になって突然に語られ始めたものではなく、かつてから度重なり警鐘を鳴らし続けられてきたものも多い。またそれら課題についても、マスメデ

イア外在的な要因によって引き起こされているものもあれば、むしろ当のマスメディアに内在する諸問題が顕在化したものもある。

だが、本稿がより焦点を当てたいのは、表面上のマスメディア「企業」の栄枯盛衰ではなく、デジタルメディア革命に伴う地殻変動が、ジャーナリストという職能にどのような影響をもたらし、そして「ジャーナリズムの法理」がどのようにそれに立ち向かうのか、である。

二 「ジャーナリズムの法理」、来訪

本稿は、以上のような現況を念頭に置きつつ、駒村がこれまで展開してきた報道の自由ないしジャーナリズムの法理について、「その後」を追う往復書簡である。本稿では、この分野における金字塔ともいうべき著作『ジャーナリズムの法理——表現の自由の公共的使用』を主軸に、その続編ともいえる駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由Ⅱ 状況から』所収の「職業としてのジャーナリズム」、さらに同じく駒村・鈴木編『表現の自由Ⅰ 状況へ』所収の「多様性の再生産と準拠枠構築——情報空間における『自由の論理』と『統治の論理』」を適宜取り上げる。まずは、駒村が展開した「ジャーナリズムの法理」を概観していきたい。

駒村は、当初サイバー・スペースにおける表現の自由を書くつもりであったが、その前にジャーナリズムの自由について書く必要性を感じ、『ジャーナリズムの法理』の執筆に至ったと述べている。⁽²⁾そこでの駒村の問題意識は、以下のようなものである。⁽³⁾

過去における表現の自由の正負両方の遺産を継承し、そのなかから、表層的多様性の陰で進行する情報主体の自律性

の弱体化と表現の自由の公共的使用との因果関係を明らかにし、表現の自由の内部矛盾の様相を確認しておくことこそが、次のステップにつながると思う。

では、なぜジャーナリズムなのか。それは、ジャーナリズムという言葉で呼称されてきた精神ないし活動は、表現の自由の公共的使用そのものであると考えるに至ったからである。

前提として、駒村は民主制の維持や自己統治に重点を置いて表現の自由ないし報道の自由を解する議論について「余りにも多くのことが含まれてしまい、包括的にすぎるのではなからうか」と疑問を呈し、表現の自由の保障根拠を「個人の自律」と「自己実現」によって説明しようとしている。⁽⁵⁾ そのうえで、ここでいう「表現の自由の公共的使用」とは、「自己実現の手段として」、マスメディアのような「独占的な情報媒体を使用する場合を典型例とする、一連の表現活動」を指しており、こうした公共的使用は、いわゆる「加害原理」による社会的調整の他に、「多様な情報流通」という理念によっても規律されることになる。⁽⁶⁾ すなわち、「多様な情報流通」を維持・促進・再生産する信念（批判精神や真実究明）——その多くはジャーナリズムがエトスとして共有している——という指標に基づき、言論規制が許容されるかどうか、そして特権的な保護が認められるかが検討されることになる。⁽⁷⁾

上記のような「表現の自由の公共的使用」というスキームを踏まえた駒村の『ジャーナリズムの法理』における意義の一つは、マスメディア（あるいは報道機関）という組織体およびジャーナリズムの憲法的位置づけに関する部位にある。

駒村は、法人や法人を通じた個人の表現活動に、「切り札」的な保護を発動させる余地を残すため、マスメディアを結社モデルと職能複合モデルという二つのモデルから分析している。前者のモデルは「一定の傾向性を持

った言論活動の下に、それと同一化し得る人々が結集し、独自の仕組みによってえられた構成員から成る論説・編集寄稿を中心としてその傾向性の再生産を集団全体で支えていく」モデルである。これに対し、後者のモデルは「一定の職能を有する個人がその職能の優秀さゆえに採用され、社はその人物の職能を発揮させる媒体の利用と一定の安定的な身分の保障を提供する」モデルである⁽⁸⁾。

もう一つ、駒村は、ジャーナリズムの規範的な理解についても二つのモデルから分析をする。一つは媒体モデルであり、これは「情報流通プロセスにおける情報伝達媒体として自らを規定するモデルで、情報の発信源と受信者を媒介する機能を果たすことを使命と任ずる立場」とされる⁽⁹⁾。対して、実体モデルは「実体的な行動規範」、いわゆる使命（エトス）の存在を前提に、「情報流通プロセスに存在するアクターのなかでも、特別な任務を果たすべき情報主体としてジャーナリズムを特殊化・特権化する立場」とされている⁽¹⁰⁾。駒村は、これら両モデルがそれぞれ独走した場合の有害性を考慮し、両モデルの均衡を目指し、「可能な均衡の形態」として、職能複合モデルとしてのマスメディア像を前提に、経営層は媒体モデルを、編集部門は実体モデルに依拠した構想を提示している⁽¹¹⁾。

三 「ジャーナリズムの法理」のその後——「撤退戦」を議論するためのトピック

以上のように「表現の自由の公共的使用」の理念を核として、それを信念として共有するジャーナリズム活動を、憲法的規律及び特権的保護の対象とする駒村の議論は、現代、そして将来においてどのような意味を持つだろうか。駒村の議論におけるジャーナリズムに関する設計構想は、先にも述べた通り、媒体モデルと実体モデルの均衡形態に置くことを念頭に置いている点に見い込ませよう。しかしながら、現代におけるマスメディアの媒体

優位性の喪失は、この均衡を崩し、設計構想に動揺を与えているのではないか。駒村自身、「マス・メディアの媒体的優位性が揺らいだ今、情報空間における公共性を論じる理屈の一角が崩れつつあることにな」るため、「ジャーナリストたちは、……ジャーナリズムの職能そのものが公共性にコミットしていることを正面から意識する必要がある」と述べている。⁽¹²⁾

駒村はまた、アメリカの思想の自由市場論や修正一条論に潜む「統治の論理」を解き明かし、「多様性の維持」という表現の自由の客観的側面が、「多様性の再生産」に姿を変えて、共和主義的自己統治論と合流し、「情報空間の設計構想としての役割」を担いつつあることを指摘している。こうした表現の自由に潜む「自由の論理」と「統治の論理」の緊張関係の中で、「他者との距離を発見し・確認し、言説の布置関係を認識する」ための「準拠枠」機能の必要性を説く。⁽¹³⁾そして、サイバー・スペースの進展を背景に、そうした機能の提供者として、既存のマスメディアに期待を寄せている節もある。⁽¹⁴⁾

そのうえで、駒村は前述のマスメディアの結社モデルと職能複合モデルの二つのモデルを背景に、二つの将来的展望を示している。一つは、憲法二一条の保障根拠を支える「奉仕者」としての役割を追求するものである。駒村曰く「新聞が蓄積してきた力とは、この取材力と編集力にある」⁽¹⁵⁾（強調点ママ）のであり、これはジャーナリズムのエトスに基づくプロ集団としての職能複合的側面を前面に押し出す将来像と言えよう。他方では、「当事者」としての活動を前面に押し出す展望も示される。結社の側面によって成り立つこのモデルでは、ジャーナリズムは、政治的討議に参加し、論争の当事者そのものとなる。この両モデルのどちらが好ましいか、駒村は明確に述べてはいないものの、「報道機関に与えられてきた特権等は、奉仕者としてのジャーナリストには妥当するが、当事者としてのジャーナリストには必ずしも妥当しないのではないか」と指摘する。⁽¹⁶⁾

筆者自身も駒村と理論的前提は異なるものの、「当事者」モデルには、懐疑的である。だが、仮に「奉仕者」

モデルこそが、ジャーナリズムにとって望ましい将来的展望であったとしても、現実のデジタルメディア環境がそれを許さないだろう。というのも、媒体優位性の喪失による一番の打撃は、ジャーナリズムというプロフェッションがこれまで独占的に担ってきた「編集」という営為（駒村が、新聞が蓄積してきた力の一角として挙げた力）が、媒体優位性を奪ったソーシャルメディアのキュレーション・アルゴリズムにとって代わられ、情報の「見せ方」の主導権をも喪失したことにある。編集力という優位性をも喪った以上、残された取材力というプロフェッショナル性を梃子に、「奉仕者」モデルを貫徹し得るのか。むしろ媒体優位性と編集力を喪ったことで、現実のジャーナリズムはますます「当事者」性を強めていくのではないか。

こうしてこれまで培ってきたジャーナリズム（ひいてはマスメディア）の優位性が掘り崩された、まさに「撤退戦」ともいうべき状況の中で、憲法学はどのような手を差し伸べることができる（あるいはできない）だろうか。この点について議論を深めていくために、ここでいくつかのトピックを立ててみよう。⁽¹⁷⁾

第一に、そもそも報道の自由を（表現の自由とは異なるものとして）議論する必要がある現代においてもあるのか。「当事者」モデルが今後ますます前面に押し出されるとするならば、報道の自由もまたその特殊な役割を終えて、「結社モデル」を前提に表現の自由一般の議論に合流することになるのではないか。

第二に、報道の自由、ひいては「表現の自由の公共的使用」という観点にとって、技術的または政治的な現代的脅威にはどのようなものがあり得るのか。

第三に、ソーシャルメディアのアルゴリズム、さらに生成AIやブレインテックのような、情報技術はどのような課題をもたらすだろうか。そしてこうした報道の自由にとっての課題に対し、「法」には何ができるのだろうか。

第四に、誰もが「ジャーナリスト」を装って活動できる現代において、ジャーナリストのエトスを共有してい

る者をどのようにして識別・特定すべきか。そして、報道の自由を支える組織体を、いかにして持続可能にするか。

これら諸点について、かつて「デジタル革命に端を発する混沌の中で、従来混在していた、奉仕者性／当事者性、職能複合モデル／結社モデル、調査報道機能／通信社機能、等が分化・特化・再編成を遂げることにより、旧来の弊害を打破し、ジャーナリストの核心的職能が次の担い手たちに正しく継承されることを期待⁽¹⁸⁾」していた駒村はどのように応答するのか。

【対話】

駒村圭吾・水谷瑛嗣郎

一 なぜ「報道の自由」を語る必要があるのか

駒村… 第一の質問は、要するに、表現の自由とは別に「報道の自由」を語るのはなぜか、という問いに帰着しますね。たいへん、本質的なご質問をいただきました。それに回答するにはやや遠回りして議論していかないとけないように思います。

デジタル革命ならびにインターネットの普及がもたらした環境変化はとてつもなく大きいです。それ以前の「古き良き時代」では、新聞やテレビを代表格とする既存の組織ジャーナリズムは、取材報道を職業とする職

能集団たる記者団と強大な新聞販売網や放送網から成る圧倒的な「媒体的優位」の両方をほぼ独占しており、いわゆる「送り手と受け手の分離と固定化」が常識化していました。しかし、インターネットは、既存組織ジャーナリズムの媒体的優位を相対化し、かつ、万人が「記者」になれる時代をもたらしたわけです。

これは、情報の「送り手」と「受け手」の分離と固定化を相対化し、そして、「奉仕する者」と「奉仕される者」のポジションも流動化させます。従来の報道機関がはたしてきた役割が、ある意味で開放され、情報空間に拡散されていくことが今後益々促進されるでしょう。ただ、既存の組織ジャーナリズムの「ビジネスモデル」が変容・動揺することと、「職能（エトス）」が変容・動揺することは、連動はしておりますが、別のこととして捉える必要があります。万人記者時代の新たなジャーナリストも、報道やジャーナリズムを標榜する以上は、ジャーナリストの「職能（エトス）」を果たさなければなりませんし、それを遂行している人物や集団をジャーナリズムと呼ぶべきでしょう。現在、新聞等が享受している法制度上の種々の特権も、ジャーナリストの職能（とりわけ、「国民の知る権利」への奉仕）故に付与されているものについては、新たな職能集団に対して振り分け直されるべきでしょう。私流に言えば、そもそも、「報道の自由」「取材の自由」を保障すること自体がある種の「特権付与」⁽¹⁹⁾なのです。

さて、私の「奉仕者モデル」というジャーナリズムのありかたは、アメリカ最高裁判例の「一般公衆の代行者（surrogates for the public）」論（*Richmond Newspapers Inc. v. Virginia*, 448 U.S.555, 573 (1980)）や日本最高裁判例の「国民の知る権利の奉仕者」論（博多駅テレビフィルム提出命令事件決定（最大決昭和四四年一月二六日刑集二三卷一一号一四九〇頁））、特に後者に依拠するものです。⁽²⁰⁾「奉仕者」と言ってもパッシブなものではないし、国民に従属しているわけでもありません。「国民の知る権利に奉仕する」という命題はまったく自明のものでなく、誰のいかなる関心にどのように奉仕するかは、それに特化した職能を発揮して日々解明・実行され

なければなりません。そこにジャーナリズムの「職能(エトス)」が必要となります。特に奉仕の仕方については、情報共有原則としての「客観報道」や、真相解明や批判精神などの強力な倫理・規範がなければなりません。他方、「当事者」モデルは、情報の伝達媒体としてではなく、むしろ公的争点の当事者として広い意味での政治社会の渦に自らがコミットし、一定の立場を設定して、世論を形成し、政治闘争に加わり、経済活動や社会活動を誘発するアクターとしてメディアを捉えるものです。

この区別は、組織ジャーナリズムの法人としてのあり方の区分である「職能複合モデル」と「結社モデル」に照らして考えると、「奉仕者モデル」が「職能複合モデル」に、「当事者モデル」が「結社モデル」に相応します。実際は、これらの諸モデルが混在しているのが通例でしょう。が、近代自由民主主義国家の主流メディアは「奉仕者モデル」≡「職能モデル」に(少なくとも)依拠しようと努めているものと思います。

さて、水谷さんの「提題」でのご指摘は、既存の伝統的ジャーナリズムの「職能(エトス)」も、誰もが記者になれるインターネット全盛の時代では、その職能を浸食され、独占を維持できなくなり、他の情報伝達者と自らを差別化できなくなったとき、「奉仕者モデル」≡「職能複合モデル」は成り立たないのではないか、というものでした。確かに、万人が自由に、ということは好き勝手かつ無責任に「自己実現」のための表現を乱発する時代にあつては、ジャーナリズムも奉仕者であることをやめ当事者になって、自己の政治的ボジションに従ったトークを発散させるだけの結社になろうとするかもしれません。しかし、単なる「自己実現」のためのトークと、「当事者モデル」≡「結社モデル」も同じものではありません。自らの政治的ボジションを顯示し、それに基づいて政治の渦に主体的に関わったとしても、それが報道機関であろうとするならば、ギリギリのところまでジャーナリストとして振る舞う必要があるのではないのでしょうか。ジャーナリストの「職能(エトス)」を維持しながら、自らの政治的立場を実現しようとするスタイルを打ち出さなければなりません。

ん（自陣のポジションを主張するとしてもフェイクには頼らないという姿勢を維持しようとするればそれは「客観報道」につながり得るし、真相を重層的に探り自らに批判の矢を向けた上で自陣のポジションを維持することは批判精神等の発揮と見ることもできるでしょう）。私としては、その努力を期待しますが、究極的には破綻し、どちらかに徹底せざるを得ないと思いますが。

問題は、そのような努力をせずに、当事者でありかつ結社であることを全面展開した場合、情報空間にあるのは「自己実現」のための言論だけで、「報道」は存在しなくなるでしょう。そうなれば、あらゆる言論は等価となり、憲法的に特別な地位を与える必要のある言論もまた消失することになります。とはいえ、憲法が消えてなくなるわけではないので、「報道の自由」は、いつかそれを復権する勢力が現れるのを期待しつつ、冬眠状態に入ることになるでしょうね。とりあえず、まずそんな風に応答しておきます。

水谷… 駒村さん、ありがとうございます。私自身、報道機関のプロフェッショナルリズム、専門職としての「職責」を中核に、報道の自由の特殊性を基礎づけるべきと考えていますので、「報道機関であろうとするならば、ギリギリのところでジャーナリストとして振る舞う必要がある」とのご指摘は心底同意できるところです。

二 抵抗すべき「敵性勢力」とは

水谷… 他方、駒村さんは、報道機関がギリギリで踏みとどまる努力を期待するが、究極的には破綻するのではないかと指摘され、そこから報道の自由は「冬眠状態」に入るのはないかという悲観的な見立てをしておられます。そこで、さらに駒村さんの見解を伺いたいと思います。

まず「既存の組織ジャーナリズムの『ビジネスモデル』が変容・動揺することと、『職能（エトス）』が変

容・動揺することは、連動はしておりますが、別のこととして捉える必要があります」とのご指摘がありました。これは、論理的にはその通りであると思いますが、他方、やはり報道機関が「ギリギリのところではジャーナリストとして振る舞う」ために、相応のインセンティブを外在的・内在的に設計する必要があるのではないのでしょうか。ここでの「インセンティブ」には、さらに二つの側面があります。

一つは精神的（非経済的）な側面におけるインセンティブです。ジャーナリスト的な報道、例えば精緻な調査報道は手間暇がかかる一方で、人々の耳目を必ずしも集めるわけではありません。もちろんデジタルメディア革命以前から、こうした傾向はありました。そこでジャーナリズムの精神的インセンティブを支えるアワードとして、世界的にはピューリッツァ賞、日本では放送に関してギャラクシー賞などが設けられてきました。特にアテンション・エコノミーが過剰に重視される現在のデジタル空間上でのコンテンツの評価は、PやCTRといった「数値」で表面化します。この「数値」は、KPI（重要業績評価指標）としての意味を持つのと同時に、まさに「どれだけの人に見られているか」をも可視化します。いくら素晴らしい内容を持つ報道であっても、誰にも（あるいはほとんど）見られていないということが「数値」として可視化されれば、現場のジャーナリストたちのモチベーションを維持することは困難になるでしょう。以前に私が話を聞いた地方新聞社の編集部門や、果てはNHKすらも、この「数値の魔力」によってモチベーションが削られていく現状がありました。

もう一つは、経済的な側面におけるインセンティブです（こちらの方がより切羽詰まった問題を孕んでいます）。前述した通り、ジャーナリスト的な報道は、なかなかアテンションを稼ぐことができません。むしろ「職能」にコミットすることは、アテンション・エコノミーのデジタルメディア環境では、「足枷」になってしまいます。アテンション・エコノミーの怖さは、偽・誤情報や陰謀論、感情を掻き立てるコンテンツの

方が、きわめて有利に働くメソッドを、情報発信者に浸透させてしまう点にあります。また「職能」へのコメントが「ビジネス」として成立しえなくするのであれば、特にメディア企業の経営部門は、そもそもそうした「職能」を遠ざけようとするでしょう。（受信料で成り立っている公共放送制度は別にして）一部の特異なメディア企業を除き、多くのメディア企業は職能モデルを捨て去ることになりそうです。この点でいえば、テレビ番組と似たような構図をとりながらも、放送法の規律から外れ、さらにBPO等による自主規制のタガも外れているAbema TVやYouTubeチャンネルのリハックなどの存在をどのように評価すべきかということになるかもしれません。

このようにジャーナリズムの「職能」にコミットするインセンティブがますます欠けていけば、表現環境において、ますます「買い手危険負担 (caveat emptor)」の原理が加速していくのではないのでしょうか。別の言い方をすれば、「阿漕な商売でも稼げればよい」ということになるかと思えます。そのような現状を見れば、私自身も、駒村さんの悲観的な見立てに引きずられそうになりますが、少しばかり「抵抗」をしてみたいと思っています。精神的なインセンティブでいえば、以前に私は、PVやCTRのようなアテンションを重視したKPI軸とは異なる観点からの評価指標を導入する必要があるのではないかと提案したことがあります。例えば記事に対して「もっと読みたい」や「もっと知りたい」というようなユーザーの反応を収集するボタンをデザインするといったものです。近年ではLINEやフーさんがこうした指標作りを試みています。あるいは、経済的なインセンティブでいえば、「職能」にコミットすることがビジネスにおいても成立し得るように、「プロミネンス（※プラットフォーム上でのコンテンツの優先表示）」のような制度設計が検討されるべきではないでしょうか。これはこの後の第四トピックにもつながる部分かと思いますが、駒村さんは、このような「抵抗」をどのように評価されるでしょうか。

駒村…「抵抗」が成立するのは対峙すべき「敵性勢力」がきちんと認識できていることが前提です。何に対抗するのか、その対象がはっきりしないのが現実ではないでしょうか。つまり、どうも抵抗すべき敵性勢力は自分たちのなかに内在している変化そのものだからではないでしょうか。ご指摘の「精神的インセンティブ」と「経済的インセンティブ」の双方において、ジャーナリストのエトスが減退せざるを得ない状況にあるというご指摘はまったくそのとおりで、だからこそ、私も悲観的になっているのですが、最も大きな危機は、おそらく人々はもはやニュースを必要としなくなりつつある、という酷薄な現状にあるのではないのでしょうか。

フェイスブックは、二〇二三年九月、イギリス、ドイツ、フランスでニュースタブを廃止すると発表し、翌二四年二月には、同年四月中旬から、アメリカとオーストラリアのユーザーに対してニュースタブを廃止すると公表しました。もちろん、これらは、ニュースコンテンツの利用料支払いを強力に迫る各国の一連の施策に応ずる措置と見ることができますが、他方で、ニュースコンテンツの市場価値が著しく激減していることが主な原因であるとも見られています。また、グーグルは、「ニュースコンテンツが利用できない場合でも、ユーザーはグーグルを利用し続けるか？ また、ユーザーの減少はグーグルの広告収益全体にどのような影響を与えるか？」という観点からニュースコンテンツの「削除テスト」を実施したことも周知のとおりです。このテストは、EU加盟八カ国（イタリア、スペイン、ポランド、オランダ、ベルギー、ギリシャ、デンマーク、クロアチア）のユーザーの1%を対象に、二か月半にわたって、検索、おすすめ機能、グーグルニュースなどから、EU指令（DSM指令）が対象とするコンテンツ利用料を発生させ得るニュースコンテンツを削除したのです。その結果、一日当たりのアクティブユーザー数は〇・八%減少しましたが、検索広告の収益には変化はななく、ニュースの検索が減少してもユーザーは商業的な検索に関してはグーグルを使用し続けることが実証されたとして、グーグルは、ニュース削除の影響は統計的に見てほぼゼロに等しいと結論したわけです。さらに、

メタは、二〇二五年七月二四日、透明性センターのウェブサイトに於いて次のような新アプローチを宣言しています。「近年さまざまな政治的コンテンツに関するアプローチを検証した結果、今後は政治的コンテンツを弊社プラットフォームのその他のコンテンツと同様に扱うようにします」⁽²¹⁾と。

人々がニュースコンテンツを必要としなくなりつつある傾向が進むことに「抵抗」する場合、一体何に抵抗すればいいのか。我々の中で進行する内なる退行現象にどう立ち向かえばいいのか。このような観点から見ると、水谷さんが言及された「抵抗」で対処できるのかどうか、自信をもって回答することはできません。

が、他方で、ニュースメディアへのアクセスは減少傾向にあります⁽²²⁾が、その信用性・信頼性は依然として高いという事実が報告されています。ロイター・リポート二〇二五がニュースメディアにとって「朗報」として伝えるところでは、世界調査の結果、偽・誤情報が疑われる場合に人々が信憑性を確認するために利用するのは、「信頼する報道機関」(三八%)、「政府などの公式な情報源」(三五%)、そして「ファクトチェックを行うウェブサイト」(二五%)をスリートップで挙げており、他方、「ソーシャルメディア」は一四%と低いと報告しています。また、信用性・信頼性において既存メディアには優位性がありますから、それがあろうちに手を打つべきでしょう。が、その手は何かを問われると……。

私が、「既存の組織ジャーナリズムの『ビジネスモデル』が変容・動揺することと、『職能(エトス)』が変容・動揺することは、連動はしておりますが、別のこととして捉える必要があります」と申し上げたのは、ニュースコンテンツは、新聞や放送や出版といった、一定のビジネスモデルに規定されたメディアとは、別の次元にジャーナリズムの職能として存置されるのではないかと予感するからです。メディアは、総合的プラットフォームとして——それが支配的なのか周縁的なのかは別に——情報流通機構の役割の一部としてニュースコンテンツを提供し、かつ自前のAIを適正な情報(信頼できるニュースコンテンツを含む)を食わせて

育成し、さらにジャーナリストの支援や訓練も行う「エコシステム」化して行くのではないかと考えています。グーグルニュースイニシアティブなどはそのような方向を明示的に採用しています。そういう大小のプラットフォームの分散的競合・共存に情報空間は移行していくのではないのでしょうか。以上のことがらは、有斐閣オンラインに公表した論稿に詳しく書きましたので、参照いただければと思います。⁽²³⁾

水谷… はからずも第二の質問に対する答えを先回りしていただいたように思います。現在の状況の「敵性勢力」は、もはやニュースを必要としなくなっているという、我々自身の内面にあるのではないか、という指摘と受け止めました。私も一面でその通りだと思っています。いわゆる「ニュース回避」の傾向は世界的にも指摘されているところですね。日本は諸外国に比べてニュース回避の傾向が低いと言われていますが、他方で、若年層は高い傾向を示しているようなので、時間の問題なのかもしれません。⁽²⁴⁾

また、アメリカでのトランプ政権の動きや、近年の「マスゴミ」批判の一部を見ると、人々が「ニュース」に関心を払わないという点に留まらず、報道機関自体がむしろ人々の「敵」として位置づけられつつあるのではないか、という点はより深刻なように思います。ジョージタウン・ロースカールのエリン・キャロルは、こうした「報道機関の正当性を否定することが政治的戦術となる現代においては」、「公衆は報道機関の役割を知る (know) だけでなく、注意を払う必要 (need to care) がある」と指摘している点は示唆的です。⁽²⁵⁾ この点は、報道の自由ひいては報道機関の憲法上の位置づけや実際にどのようなアクターを「報道機関」として特定・識別すべきかという点に関わりますので、このあとの第四の質問の際にさらに議論させていただければと思います。

三 「敵」は自己の内面に巣くうのか、環境の中に宿るのか

——再び「敵性勢力」について

水谷… もっとも私は、「敵性勢力」は人々の内面だけに潜んでいるわけではないか、と考えています。特にニュース回避の「理由」が重要だと思っています。もちろん人々がニュースを回避する理由はさまざまですが、スマートニュースメディア研究所の調査によると、見聞きすることを避けたいニュースのジャンルについて、もっとも多いのが、二二%で「芸能（有名人のゴシップ含む）」、その次が一九%で「戦争・紛争」、そして、三番目は一八%で、いわゆる「エモいニュース」だったそうです。同調査では、ニュースを避けたくなる理由も調査していますが、そこでは「気持ちが悪くなる・気分が悪くなる」が六割を占め、これ以外の理由として、「刺激的で関心をあおるようなセンセーショナルな見出しが多すぎる」とした回答が二七%、コタツ記事の多さを指摘したものが二一%となっています。⁽²⁶⁾つまり人々が「ニュース」を受け入れにくくなっている背景には、人々の「感情」を「刺戟」し、コンテンツや手っ取り早くPV（ページビュー）を稼ぐことを目的にした記事が多すぎる、といった側面もあるように思います。さらに、人々がニュースを受領する場を提供するプラットフォーム事業者は、アテンション・エコノミーのもとで、「刺戟」を与える情報を重視します。多くのプラットフォーム事業者は、ユーザーインターフェースを改良してA/Bテストを繰り返して、CTR（クリック率）のようなユーザーからの反射的・定量的な「反応」を高めようとしますし、ソーシャルメディアのレコメンド・アルゴリズムも同様に改良を重ねます。つまるところ、ニュースに関心を抱かなくなっているという人々の内面に加えて、ニュースが提供され、流通している「環境」にも問題があるといえるのではないのでしょうか。

このように考えると、人々の内面とメディア「環境」を構成している情報技術が、どのような関係性にあるのが重要だと思っています。情報技術が人々の行動をすべて決定している(技術決定論)わけでもありませんが、他方で情報技術は中立的ではありません。この点、M I T のシナン・アラルは、ソーシャルメディアを「ハイブ・マシン」と評しています。つまりレコメンド・アルゴリズムをはじめとするA I は、それを利用する人間との間で一種の「共依存」のような状態におかれています。A I は人間の行動を学習し、フィードバックするためです。⁽²⁷⁾そして、このような「共依存」関係を生み出すデザインは、テック企業によって、彼らの利潤追求を目指して設計されたわけです。ここで、第三の質問につなげたいと思います。駒村さんが言うように私たちが内面に「敵」を抱えているとしても、情報技術を開発し、社会に普及させる側が、人間の内面を利用して自らのビジネスにつなげている現状に対して、どのように向き合うべきか。プラットフォーム事業者(のみならずA I の開発事業者)には一定の社会的責任があるように思いますが、いかがでしょうか。

駒村… 専門家の水谷さんに分からない問題が私などに解けるわけがありませんので(笑)、貴君の今後の活躍に期待するほかありません。まあ、そう言ってしまうては逃げになってしまうので、思いついたことをいくつか述べたいと思います。

まず、問題の根本には「広告収入」という収益構造があると思います。P V やC T R を上げることで儲かる仕組みや、ユーザーの炎上商法など、これらをどうするのか。私はリサーチしていないので、もし何かご存知のことがあれば教えてください。

その上で、この論点を少し措いて回答すれば、少し言い方がきついかもかもしれませんが、どうも人々は「敵」という他者を設定して自らの責任を赦免しているようなところがあるのではないのでしょうか。A I だって所詮は私たちが作り出し、かつ育てているものです。アルゴリズムにしてもそうです。深層学習の段階、ファイイン

チューニングの段階、プロンプト設定の段階、等々人間が関与できるチャンスはあり、したがって、改良する余地がある。巨大化した企業には競争法をしつかりと適用し、他方で、報道機関は自前の生成系AIを開発してエコシステム化を進め、エコシステムの分散的共存の情報空間を作る、とかやれることはあると思います。ご指摘の「共依存」は惰性で関係性を再構築できない精神状態を指す用語ですが、「共依存」ではなく、むしろ本来はAIは人間に対して「従属関係」におくべきですので、「共依存」という表現を用いると何やら相手のせいになっている、あるいは、共犯みたいなカンケイでせいぜい責任を折半しようとしているように響きます。ですので、むしろ「責任放棄」というべきではないでしょうか。

また、ニュース回避の心理構造についてですが、ユーザーの内面的な後退現象だけでなく、外部環境に住まう「敵性勢力」の存在もまた問題だとのこと指摘を受けました。ろくでもない報道やフェイクや過剰刺激をつかった挑発行為を垂れ流す「メディア」（ユーザーやボットキャスターを含む）の問題も俎上にのせるべきではないかということです。ニュースを回避したくなる心理を允進させているのは、そのような不愉快な情報の横溢であることはそのとおりかもしれません。ただ、私の見方は、それもある意味で潜在的な内的退行現象の一環ではないか、というものです。いわゆるアテンション・エコノミーは、私たちのアテンションを探索し、それをアルゴリズムによって自動的に計測してアテンションを惹きつける情報を流し込んでくるわけです。ここで重要なのは、アテンションは何も「好きなもの」だけに向くわけではないという点です。「嫌いなもの」「見たくないもの」にも「関心」は向くわけで、敵対者や嫌悪の対象にふらっと立ち寄った履歴も「関心」アテンション」とみなされ、関連する情報が自動的に送り込まれる。

ヤフーのポータルサイトを訪問すれば、ヤフーニュースの担当部員が記事を選別し提供するヤフトピ（Yahoo! ニューストピックス）と、その下に、AIがユーザーの興味関心に合うコンテンツを計算して掲出

する「タイムライン」が出迎えてくれます。「タイムライン」には、インフルエンサーと呼ぶのもためらわれる人物の思い付きの発言や見たくもない人物の神経を逆なでする言動、等々があたかも世間ではニュース価値を認められている情報であるかのように、ユーザーを挑発している。しかし、それはユーザーが内心で関心をつまみアテンションを抱いており、それを不用意に発散させているからです。「タイムライン」を見て不安・不快を感じるのは、そこに隠された自己の本当の関心を見せつけられていないでしようか。

「タイムライン」には、自分の知らない（あるいは知りたくない）⁽²⁸⁾ 本当の姿が投影されているのであり、気持ちの悪さの原因はそこに由来するわけです。⁽²⁸⁾ 見たくもないと思いつつ、実は心の中では覗いてみたいという「もうひとりの自分」に遭遇を余儀なくされることに不快感の源泉はあるように思います。ですので、やはりここでもユーザーの内面が問題にされなければなりません。

私は、最近、次のような趣旨のことを発言しております。「インターネットは私たちの本当の姿を映し出す鏡である。そこには、デモクラシーの主役であるデモス（大衆）が、仮面を脱ぎ捨て素面のままで跋扈し、媚態、悪態、醜態、痴態のかぎりを演じ続けている。インターネットは私たちの本当の姿を暴き続ける。もはや取り繕うことも、見て見ぬふりを決め込むこともできない。インターネットは私たちがいかにろくでもない存在かを⁽²⁹⁾ はつきりさせてくれる」……と。インターネットには我々の、つまりユーザーの本当の姿が投影されているのであり、この情報空間はそのように作られているのです。私は、アテンションがブーメランのように個人を挑発する情報環境やインターネットが自分の本当の姿を暴き出す仕組みであることは、止めることはできないと考えております。ですので、水谷さんが指摘する「敵性勢力」は自分が変わらない限り、消えてはくれません。そうなりますと、情報空間を渡り歩きリテラシーと耐性、山本龍彦さんや鳥海不二夫さんの「情報的健康」、またオフラインで生活する技法の開発や提案、等々が大切になってくるでしょう。

そういった私の考え方を前提として、ではプラットフォームをどうするか、について若干の展望を示したいと思います。これが水谷さんの第三の質問に答えることになりますね。

プラットフォームに対する競争法的規制や消費者保護法的規制、さらに著作権法的規制や労働法的規制などを検討し、実施していくことが大切であるように思います。

それらと並行して、あるいはそれらに伴って、表現の自由や情報流通過程における基本的自由の制約問題も出てくるでしょう。従来の支配的見解によれば、憲法二一条の権利は最大の尊重を必要とするわけですから、ハードルは高いということになるでしょう。私自身は、自由な情報流通を促進し再生産するには、逆説的かもしれませんが、「⁽³⁰⁾準坹枠の構築」が必要であり、これは表現の自由の客観法的側面から正当化できると考えております。また、思想の自由市場における情報の競争と切磋琢磨によって「悪い情報」は自然淘汰されるとの約束を憲法学は長らく大切にしてきました。このような自然淘汰的な思考様式は、自然権という発想の中にもあります。それは人間のもっている自然的能力、あるいはそのような自然的能力の自然な延長にある活動、を前提とした権利主張を基礎に据えた憲法論です。しかし、今日の技術状況は、人間の自然的能力の自然的延伸を、当の人間には追いつかないほどに加速させ巨大化させました。そうなりますと、古典的な思想の自由市場論や自然権論はやはり再考されなければならないのではないのでしょうか。

水谷… ありがとうございます。駒村さんから、この問題に関する叱咤激励と、課題解決のバトンを投げたのだいたうに思いました。「敵」という他者を設定して責任放棄しているのではないか、というご指摘は耳が痛いですね。私自身も（つい目の前の責任を放棄してYouTubeの面白動画で時間を溶かしてしまう!）「ろくでもない存在」であるという自覚があるところですので、なおさら刺さります（笑）。駒村さんの言葉をお借りして、私なりに応答をするすると、インターネットは人間の「ろくでもない存在」としての側面が強調して可

視化される鏡ではないか、といったところでしょうか。人間には「ろくでもない」部分があるのは確かですが、鏡に映っていない部分が実はあるのではないか、ということです。⁽³¹⁾そして「天使ではない人間」を前提に「建国の父」たちが合衆国憲法を設計したように、法はそうした「ろくでもないさ」を飼いならそうという知恵の絞り合いだったはずで、メディアの制度設計もまた同じなのではないかと思っています。

駒村… 私に言わせますと、民主主義自体が実は「ろくでもない統治システム」なんです。何らかの倫理や統制規範を持たなければ、無制限のポピュリズムそして果てには独裁者を生み出すだけです。でも、この暴走しかねないエネルギーはやはり横紙破りの一大転換をもたらすという意味では閉塞状況を打破するパワーがあるし、それを憲法は畏れつつ期待しているところもある。「ろくでもない存在」に一定の可能性を認めつつも、それが本来は「ろくでもない」ことを十分自覚して、永遠に継続される批判的コミットメントがインターネッツにもデモクラシーにも必要なんです。

水谷… 駒村さんが挙げられた競争法をはじめとする各種規制の検討や、思想の自由市場論や自然権論の再考については、私もまったく異存ありません。「ろくでもない」民主主義というシステムがもつエネルギーとパワーの性質を自覚したうえで、ではどのような仕掛けを施していくか。この点、私自身は、別稿で「表現の内容を他者に伝達する自由」と「他者に刺戟を与えて注目を引きつける利益」は分離して考えるべきではないか、前者が従来通り対国家的な防衛権として厚く保護を受けるべきであるのに比して、後者は、伊藤正己裁判官が指摘するような人格的利益としての「他社から自己の欲しない刺戟によって心の静穏を害されない利益」⁽³²⁾や公共の福祉に基づく稀少な注目という資源の再配分原理⁽³³⁾によって調整を受けることを許容すべきではないか、ということを最近提案しております。⁽³⁴⁾紙幅の関係もあるので、ここでは深掘りできませんが、後日に機会があれば、ぜひ駒村さんのご意見を伺いたいと思います。

駒村… いやいやそれは重要な論点なので、すこしだけコメントさせてください（笑）。表現の自由の保障について absolutist 的なポジションをとることこそがリベラルであることの証明のようにみなされてきた時代があります。表現はある程度の負荷をかけないと鍛えられないところがあります。その点を考察した別の作品を目下構想中ですが、いずれまたお目にかけることができれば思っています。話を戻すと、そのような理由から水谷さんが提案されている表現類型の区分はひとつの方向性として歓迎したいと思います。ただ、この話しをすると頭をよぎるのは、マクリーン事件最高裁判決⁽³⁵⁾です。この判決では、外国人にも「政治活動の自由」は保障されるが、その地位に照らすと、「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等」は除かれるとしています。しかし、その国の政治的決定や実施に「影響」を与えること目的としない「政治活動の自由」などあり得ないのではないのでしょうか。そうするとこの判示部分は端的に政治活動の自由を外国人から奪うことになる。森の中でひとり「ベトナム戦争反対！」と叫んでも、それは表現ではあるけれど「政治活動」ではない。同じことが「刺戟」にも言えるのではないか。およそ法的に問題になり得る表現のほとんどは、他者に「影響」「刺戟」を与えることを目的としており、他者の「操作」を目指すものです。この点を念頭に入れて定式化を進めてもらえればと願います。

水谷… ありがとうございます。せっかく応答をいただいたので私の問題意識について、少しでも補足させてください（笑）。およそ法的に問題となる表現のほとんどが、他者に「刺戟」を与えるものではないか、というご指摘はまったくその通りだと思います。⁽³⁶⁾新聞ですら、記事内容を読んでもらうために、読者に「刺戟」を与えるような見出しをつけるわけですね。ですので、これまでは「表現を他者に伝達する自由」と「他者に刺戟を与えて注目を引きつける利益」を、あえて分離して捉える必要はなかったのだと思います。しかし現代のデジタルメディア環境では、特定の表現を他者に伝達するために刺戟を与えるのではなく、ただ他者からの定

量的・反射的な「反応」を得ることを目的にして刺戟を与える行為が横行しています。例えば、プラットフォーム事業者は、ユーザーに刺戟を与えるためにユーザーインターフェースやアルゴリズムをデザインしますが、それは特定の表現を伝達することを目的としておらず、ただユーザーの「反応」(click リックさせる、いいね！を押させる、指を止めさせる、滞在時間を伸ばす)を向上させることを目的としています。私の問題意識は、こうした表現内容の伝達を目的としない「刺戟」を与える行為を、本当に表現の自由によって手厚く保護すべきなのかという点にあるのです⁽³⁷⁾。

駒村… 要するに「認知過程」全般からいかに「表現」や「言論」を救い出すかということになりますね。

水谷… はい、その通りです。

四 ジャーナリスト(プレス)とは「誰」のことか

水谷… さて、いよいよ最後の問答に移りたいと思います。第四の質問は、端的に、「報道機関」及び「ジャーナリスト」をどのように法的に区別・識別するべきかというものになります。駒村さんには釈迦に説法となつてしましますが、従来から、報道機関やジャーナリストには、憲法上の特別取扱いが判例上及び立法上認められてきました。その典型例は証言拒絶権や取材の自由に関する特例扱いだと思っています。日本においては、前者の証言拒絶権は、最高裁決定によつて民事訴訟法一九七条一項三号の「職業の秘密」に取材源の秘密が該当するとされ、認められることになりました⁽³⁸⁾。後者の取材の自由に関する特例扱いとしては、国家秘密(または特定秘密)へのアクセス(そそのかし)があがると思います。西山記者事件で最高裁は「報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けること」について、①「真に報道の目的からでたもの」で、②「その

手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである」という条件付きではあるものの、正当業務行為として違法性を阻却するという基準を提示しています。⁽³⁹⁾ 後者の基準やその当てはじめには議論の余地があると思いますが、いずれにせよ一般市民とは異なる取り扱いを最高裁は認めている、と見るべきでしょう。近年の特定秘密保護法も報道機関における取材活動への特別な配慮を規定しています（二二条二項）。また報道機関に対しては立法上の特別扱いを定めたものもありますね。典型例は個人情報保護法は、五七条一項一号で、「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が、「報道の用に供する目的」で個人情報及び個人関連情報を取り扱う場合には、第四章の個人情報取扱事業者の義務について適用除外としています。

報道機関及びジャーナリストに、こうした各種の特別扱いが今後も付与されるべきかについては、ひとまず脇に置くとして、少なくとも稀少なりソースへの優先的なアクセスや一般法令に対する例外措置という文脈では、今後もプロのジャーナリストには、何らかの特別扱いが必要になる場面があることは否定しがたいのではないかと思います。そこで問題となるのが、こうした特権の対象は「誰」なのか、それはどのような基準で判定されるべきなのかという点です。かつての媒体が限定されていた時代と異なり、今では誰でもジャーナリストを名乗ろうと思えば名乗ることができてしまうわけです。そうした中で、安易に対象を広げると、特権の裏面にある「職責」を果たさずにフリーライドされかねません。かといって、既存のマスメディアを対象を限定してしまえば、過少包摂となってしまうでしょう。あえて厳しい言い方をすれば、報道機関の体裁を装いながら、報道機関としての機能を果たしていない「偽」のジャーナリストに特権を与えてしまうことは問題を悪化させてしまうのではないか。「自らの行為を報道価値があるとして正当化しようとするフリンジ・アクターたち」の存在が、むしろ報道機関の特権に対する反発を招き、縮小を招く可能性があるためです。他方、こうし

た基準に（当該ジャーナリストの）見解を差別的に扱ってしまうような要素が入り込めば、批判的なジャーナリストを、例えば記者会見から排除するといった行為につながってしまいます。そもそもジャーナリストの基準を政府が恣意的に設定してしまうことの危険性も考慮する必要があるかもしれません。折しもアメリカでは、国防総省が報道に関する新規則を発表しましたが、FOXニュースを含むほとんどの既存メディアが署名を拒否して国防総省から撤収しています⁽⁴¹⁾。

さて管見するところ、駒村説は「エトス」というジャーナリストの内面に焦点を当てている点に特徴があるように思うのですが、そうした観点から法的にジャーナリスト及び報道機関をどのような基準で区別・識別すべきとお考えでしょうか。

駒村… そうですね、私が、ジャーナリストという職能を他の情報伝達者から区別するのであれば、それは「エトス」の有無ということになるでしょうね。ここで言う「エトス」とはジャーナリズムの「職能」を指します⁽⁴²⁾。私はこれをさらに「職責」とも言い換えることがあるのですが、その趣旨は、ジャーナリズムを自由とか権利の文脈ではなく、「責務」として捉えたいからなのです。水谷さんは奇しくも「特権」という表現を使いました。私も西山事件他の最高裁判例で認められた取材や報道の自由は「特権」と捉えるのが適切だと思います。そうしますと、「特権」を与えられるのは、それに見合う「責務」を果たしている限りにおいてである、ということになるでしょう。ジャーナリズムやジャーナリストが「職責」を遂行しているかどうか、という点こそが、私の立場から言えば、決定的な区別指標になりますね。

水谷… 「職責」を果たしているかどうかが決定的に重要だという点は、私もまったく同意見です。問題は、それをどのように客観的に識別するか、ですね。この点、これまで私は、アメリカの法学者ソーニャ・ウェストの議論⁽⁴³⁾を参考に、報道機関の機能である権力の監視や報道価値ある情報の供給という役割に、自らのリソース

を費やしている者を特別扱いの対象とすべきと考えており、①既存のプレス制度による証明（e.g. 記者証）、②ジャーナリストとしての自己認識、③ジャーナリストとしての専門教育や経験値の有無、④定期的な出版と確立された聴衆を有しているか、といった諸要素によつて判定すべきと考えました。⁽⁴⁴⁾これに對して、UCL A ロースクールのリチャード・ヘイセンは、ウェストの議論を参考にしつつ、①政府機関は、ジャーナリスト特権の「明示的かつ実質的な基準を明確に定める」こと、②ジャーナリスト特権は、「定期的にニュース記事や論評を制作するプロフェッショナル・ジャーナリストに限定されるべき」であること、③ジャーナリスト特権の適用は、報道の伝達媒体に依拠して判断すべきでないこと、そして④報道特権は、見解差別的にならないように、「当該プロフェッションにおいて信頼できる真正の特派員（bona fide correspondents of repute in their profession）」という基準に基づいて与えられるべきであるという主張を展開しています。⁽⁴⁵⁾特に④の主張は大胆で興味深いのですが、ジャーナリズム倫理を遵守しない「偽」のジャーナリストがフェイクニュースの発信や拡散等に寄与しているというアメリカの現状を鑑みて、こうしたジャーナリストによる特権の濫用を抑止することに主眼が置かれているようです。より具体的には、「真実の情報を一貫して（consistently）収集・報道・発信した実績（track record）が全くない、または実証可能な虚偽の主張を真実として一貫して報道・発信した実績がある」かどうかを判定し、その基準に引っかかる者はジャーナリスト特権の対象から除外するというものです。⁽⁴⁶⁾私としては、「実績」を過度に重視することは、新規参入のジャーナリストに対する不適切な障壁になる可能性があると考えていますが、他方でソーシャルメディアを主な住処として活動している、自称「ジャーナリスト」が、加工された偽画像などを安易に拡散している姿を見るにつけ、単に形式的な基準よりも、ジャーナリストや報道機関の実態に即した基準が必要であろうと考え始めています。その点、ヘイセンの議論もウェストの識別理論をより昇華させるものであり、ジャーナリストの識別基準は、見解差別的にならないよう

に注意深く設計する必要があることを示唆しているように思います。

もう一点、注意が必要なのは、こうした「職責」遂行と、既存の社会的制度との関係性ですね。例えば、新聞協会が認めたものが「職責」を果たしている者¹¹ジャーナリストだ、というような既存の制度依存的で、不透明な認証システムは、「既得権益」としての側面が強調されることとなります。先の駒村さんのご指摘を踏まえるならば、既存の報道機関こそ、「敵」としての他者を強調するだけでなく、これを機に自らの現状を振り返って再建を試みるべき、ということになると思います。

こうした論点を踏まえると、新しいジャーナリスト識別の基準は、(1)定期的なニュースの報道に関与していること、(2)制度的なプレスの証明があるまたはジャーナリストとしての自己認識があること、(3)報道倫理に関する訓練や専門教育の有無を必要条件としたうえで、(4)プロフェッショナル・ジャーナリストとして情報発信の正確性を追求する姿勢があるかを立証するというものになると考えています。この(4)を立証する要素はいくつか考えられますが、(4)―1 虚偽の報道または誤報を行った際に適切なプロセスに基づいて訂正報道を行っているか、または(4)―2 ジャーナリズムに関する独立した認証を受けているか、のいずれかを充たす必要があると考えています。このようにジャーナリストの党派や見解に触れることなく、その活動実態を証明する要素を用いて判断することで、「真つ当な」新規参入者を取り込むことができ、なおかつ「気まぐれな」自称ジャーナリストや虚偽報道や誤報を放置している悪質なジャーナリストに特権を付与することを抑止しすることができないのではないのでしょうか。

駒村… なにかサートیفিকেートや記者証のようなもので顕示的にジャーナリストとそうでない者を区別できる仕組があればそれに越したことはないと思いますし、そういう方向での取り組みもご指摘のように既に現れつつありますね。が、基本は、やはり個別の実質判断になるのではないかと思います。

先ほど来の私の所説からすれば、ジャーナリストの「職責」を果たしている実績があるかどうか、それを遂行する用意があるかどうか、通例の表現の自由を超えた「特権」を認めるか否かの分水嶺になります。です。記者証のようなものはそれを推定させるものではありませんが、それがなければだめだとか、それさえあれば完全であると言うことにはならないと思います。要するに、ジャーナリストとしての職責を担いそれを実行してきた「実績」が認定されなければならない。大新聞ならよくて、Youtuberはダメだということにはなりません。それが「国民の知る権利に奉仕する」ための媒体であり、職責に従った媒体運営がなされていないければならない。PV稼ぎのための炎上商法まがいのものは論外です。そういったことがうまく定式化できれば、どこか信頼と責任のある機関が認証システムを構築したり、プロミネンス表示をすることは可能だと思いますね。

以上のようなジャーナリストの選別は大新聞に所属していれば安泰であると言うことに必ずしもならない。大新聞はむしろ職責を担い得る記者をきちんと育成しているかどうかが問われることになるでしょう。それは水谷さんがご指摘の通りで、大手メディアの責任は重大です。ジャーナリストのクオリティコントロールは、それぞれのメディアがいわば自社内のエコシステムとして構築するのが先決であるように思います。と言いますか、そのような「職責」のトレーニングとエトスの涵養こそが、ニュースメディアの信頼性と質を決め、自社を差別化させるのではないのでしょうか。Google News Initiativeは、明らかに、報道記者の育成をサービスとして提供して、ニュースメディアとしてのエコシステム化を目指しています。

一〇年前、ジャーナリスト兼研究者のジェフ・ジャービスが、「起業ジャーナリズム (entrepreneurial and engagement journalism)」を提唱しました⁽⁴⁷⁾。彼は、ジャーナリズムのコミュニティに対する貢献を重視し、エリート的な知的権威としてのニュースメディアの重要性を認識しつつも、平均的な人々の生活に根ざしかつび

ジネスモデルとして成功できるメディアを目指したのです。彼は、メディアは、ニュースコンテンツの提供とともに、コミュニティ・サービスの提供も併せて行い、新たに自らを起業することを提唱したのです。かつて九〇年代の終わりごろ、ジェイ・ローゼンが「公共ジャーナリズム (public journalism)」⁽⁴⁸⁾「公民的ジャーナリズム (civic journalism)」という呼称で広めようとした方向性となるところがあります。こういった方向はその後、低調になったような印象があります。それほどローカルなコミュニティにおける知的情報空間の衰退には激烈なものがあるのかもしれませんが。また、ジャービスもローゼンも所属大学から引退し、世代交代の中で、その所説の輝きも失われていったのかもしれませんが。もともと、新たなプロジェクトで別の角度からジャーナリズムの再生を企てているような気配もあります。⁽⁴⁹⁾

ニュースメディアも大きく再編されていくでしょう。ジャーナリストを認証する上でもそのような再編は重要な意味を持つと思います。ローカルな地域共同体の知的情報基盤を支え、ニュースコンテンツのみならず生活支援的なサービスも提供する地域メディア。とりわけ分権志向の強いアメリカでは、その活性化が、右に見たように、依然として議論されています。

そして、もちろん、全国規模で、あるいは地球規模で、ニュースコンテンツを提供してきた伝統のある権威的な基幹的なメディアも他方で存在するわけです。もちろん、大規模な基幹メディアもローカルメディアも、ジャーナリズムを標榜する以上、権力と対峙することは避けられません。事実を摘出し、真相を暴くことは、その本質において反権力的な営みです。しかし、対峙すべき権力も規模が大きくなればなるほど、巨大な壁として立ちはだかり、闘い方もフクザツになってきます。近時、独裁的にふるまう為政者がまるで伝染病のように増殖しています。御用メディアがでっち上げられたり、御用メディアに転向する傾向が強まったりする可能性があります。ジャーナリズムの命運の行き着く先は決して明るくありません。

二〇一七年、ワシントンポストが新しい公式スローガンとして“Democracy Dies in Darkness”を採用しました。悲壮な決意を感じることもできますし、独特の皮肉でもあるようにも取れます。いずれにしても、エトスや職責の再生と涵養を図る前に、ジャーナリズムが暗闇の中で死を迎えるような事態は避けたいですね。

水谷… ありがとうございます。駒村さんの最後のご懸念は私も共有しています。そのような事態になる前に「職責に従った媒体運営」を見定めるための要素を定式化する作業を急がなければならないと思います。そうした職責を果たす立場としての報道機関の再生という観点で、先ほど報道機関の識別要素の一つとして挙げた(4)―2 認証システムをどう設計するかは、今後の主要な論点になりそうです。こうした認証システムは、新規参入を許容するオープンな性質をもちつつ、同時にアウトサイダーによるフリーライドを極力排したものでなければなりません。

この点で近時、私が着目しているのが、国境なき記者団が主導している Journalism Trust Initiative (JTI) と呼ばれる取組みです。これは、ジャーナリズム組織の透明性と説明責任を担保した機械可読可能な ISO 標準規格を生み出そうという野心的な認証システムです。⁵⁰ 先に挙げたジャーナリストの識別基準は、最終的にはジャーナリスト個人が法的特権を主張する際に、政府機関や裁判所により判定されるものになりますが、JTI のような認証システムは、それにとどまらず、政策として優遇措置を付与する際の報道機関を選定する際にも有用です。例えば、近年、議論が進められているようなソーシャルメディア上での信頼性の高い報道の「プロミネンス（優先表示）」をおこなうための基準があります。「プロミネンス」は、いわば報道向けの言論助成であるわけですが、そのための基準を政府が設定してしまうと、プロミネンスがプロパガンダとして悪用されかねません。⁵¹ そこで JTI のように独立した認証システムに依拠することで、そのリスクを軽減しつつ、優遇措置にフリーライドすることを防ぐ公正なシステムを構築することができないかと考えています。

このシステムは、特に新規参入ながらも真つ当にジャーナリズムにコミットしているウェブメディアに効果的です。実際に日本では、Business Insider Japan がはじめてJ-TI 認証に参加しています⁽⁵²⁾。もちろん認証システムはJ-TI に限定する必要はなく、大手の既存メディアも今後は独立した認証システムを設計する必要があると思いますが、肝心なことは、こうした独立認証システムの設計プロセスにあるようにも思います。既存の新聞社や放送局のみならず、大学のような機関をはじめとした多彩なステイクホルダーを交えて、オープンなシステム設計を行っていくことが求められるように思います。

さて、ここまでは対話のお相手としてお互いに「さん」で呼ばせていただきましたが、最後はあえて駒村先生と呼びさせていただきますと思います。私が慶應義塾大学の門を叩いたのは二〇〇九年で修士課程からだったのですが、駒村先生には後期博士課程から公私にわたって幅広くご指導いただきました。ここまで報道の自由をめぐる四つの論点について対話をしながら、先生からご指導いただいた日々を思い返しております。私自身は決して出来の良い院生ではなく、研究の方向性もなかなか定まらないところがあったと思いますが、憲法合同演習やゼミでの先生からの厚いご指導のおかげで何とか格好がついてきたかな(?) と思います。ジャーナリズムが「暗闇の中で死を迎える」かもしれない現代において、『ジャーナリズムの法理』をはじめとする駒村先生のご業績を考えると、まだまだ学ばせていただきたいことがたくさんありますが、この対話で先生からいただいたバトンをしっかり継承し、より発展させていくことが、弟子の一人としての責務だろうと考えております。これまでのご指導に厚く感謝申し上げます。この対話の締めくくりとさせていただきます。ありがとうございます。

【この対話は二〇二五年一〇月二八日時点のものである】

- (1) 最近の主だった著作でいえば、林香里『メディア不信——何が問われているのか』（岩波新書、二〇一七年）、南彰『絶望からの新聞論』（地平社、二〇二四年）、山田健太『転がる石のように…揺れるジャーナリズムと軋む表現の自由』（田畑書店、二〇二五年）、喜多村洋一『報道しないメディア——ジャーナリズム性加害問題をめぐって』（岩波ブックレット、二〇二五年）などが挙げられる。
- (2) 駒村圭吾『ジャーナリズムの法理——表現の自由の公共的使用』（嵯峨野書院、二〇〇一年）ii頁。
- (3) 駒村・前掲注(2) ii—iii頁。
- (4) 駒村・前掲注(2) 二六頁。
- (5) 駒村・前掲注(2) 四一頁。
- (6) 駒村・前掲注(2) 三五—三六頁。
- (7) 駒村・前掲注(2) 一〇八頁。
- (8) 駒村・前掲注(2) 三二頁。駒村圭吾「職業としてのジャーナリズム」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由II 状況から』（尚学社、二〇二一年）五〇一頁も参照。
- (9) 駒村・前掲注(2) 四七頁。
- (10) 駒村・前掲注(2) 四八頁。
- (11) 駒村・前掲注(2) 五一頁。
- (12) 駒村・前掲注(8) 五〇〇頁。
- (13) 駒村圭吾「多様性の再生産と準拠枠構築——情報空間における『自由の論理』と『統治の論理』」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由I 状況へ』（尚学社、二〇二一年）三七頁。
- (14) 駒村・前掲注(13) 三七頁脚注28を参照。
- (15) 駒村・前掲注(8) 五〇五頁。
- (16) 駒村・前掲注(8) 五〇六頁。
- (17) 本稿がトピックを立てるうえで参考としたKnight First Amendment Instituteの「報道の自由の未来」プロジェクトは、数十名のアメリカ法学者及びメディア研究者による学際プロジェクトである。ソーニャ・ウエスト、ロン

ネル・アンダーソン・ジョーンズを筆頭に、エリン・キャロル、ジョセフ・ブロッカー、エイミー・ガヤード、ロバート・ポストといったアメリカにおける報道の自由を専門とする法学者が集結している同プロジェクトでは、報道の自由の現代的論点として、①民主主義とプレスの機能の関係性、②プレスの機能に対する新たな脅威、③プレスの機能に対する法的保護、④プレスの特定、⑤報道の支援という五つが挙げられている。See, RonNeil Andersen Jones & Sonja R. West, *The Future of Press Freedom*, 24-11 Knight First Amend. Inst. (Jul. 16, 2024), <https://knighcolumbia.org/content/the-future-of-press-freedom>.

(18) 駒村・前掲注(8)五〇六―五〇七頁。

(19) 駒村圭吾「報道も取材も『自由』ではない 〝職能〟を〝職責〟に高めてこそ」*Journalism* 三七六号(二〇二一年九月)五―六頁。

(20) アメリカ判例における「代行者」というモデルの方が一般大衆とメディアの距離が近い。本人と代行というある意味一体的な捉え方である。そのため、アメリカでは、ジャーナリズムは大衆に留保された自由の代行をする者であるから、大衆と同等の自由が保障されるのがベスなので、特権や保護の付与には消極的である。

(21) <https://transparency.meta.com/en-us/features/approach-to-political-content/> 参照。

(22) ロイター・ジャーナリズム研究所・ロイター・ジャーナリズム研究所(NHK放送文化研究所)「ロイター・デジタルニュースレポート2025」(https://www.nhk.or.jp/bunken/research/oversea/20250617_1.html) 二七頁。もともと、若者層はほかの層に比べてソーシャルメディアや他者のコメント、さらにはAIチャットボットを利用することが多い。このレポートは、このことについて、「どういった情報源を特に信頼するかという優先順位がはつきりしている上の世代に比べて、若者層の信頼の向け方はフラットで、情報源の優劣といった共通認識もなく情報に接しているということである」と分析する(同頁)。

(23) 駒村圭吾「ニュースメディアとプラットフォーム——ジャーナリズムの職責と憲法21条の精神」有斐閣ONLINE・記事ID:L2508003(二〇二五年八月二八日公開)。

(24) スマートニュースメディア研究所「S M P P 調査レポート③「ニュース回避傾向」のある人は全体の八% 回避傾向ある人の六割が「ニュースを楽しむでない」(二〇二四年九月二〇日) <https://smartnews-smri.com/>

smpsurvey/media_value_research-2318/. こうした人間の内面に、後述するような環境の問題が掛け合わさると、人々の行動は二極化していくのではないかと考えています。私たちの社会の中での「分断」は「右」か「左」かという党派的分断というよりも、政治に対する意識の高低の間に起きる「分断」ではないか、という指摘があります（辻大介編『ネット社会と民主主義―「分断」問題を調査データから検証する』（有斐閣、二〇二二年）を参照）。そうすると、政治意識の高い人たちは、自らの検索その他の行為を通じて積極的に政治に関する「ニュース」を受領しようとはしますが、その一方で政治意識がさほど高くない層はあまり積極的に「ニュース」に接触しにくくなるのではないかと。

- (25) Erin Carroll, *Press Benefits and the Public Imagination*, in *The Future of Press Freedom: Democracy, Law, and the News in Changing Times* (Ronell Andersen Jones & Sonja R. West eds., 2025), at 116-127.
- (26) スマートニュースメディア研究所「プレスリリース」「ニュース回避傾向」のある人は18%―世代別では、30代が最も高く、60代が最も低い（二〇二五年六月二六日）、https://smartnews-smri.com/smpsurvey/media_value_research-2695/.
- (27) シナン・アラル（夏目大訳）『デマの影響力なぜデマは真実よりも速く、広く、力強く伝わるのか?』（ダイヤモンド社、二〇二二年）を参照。
- (28) 駒村・前掲注(23)五九―六一パラグラフ。
- (29) 駒村圭吾「提言」駒村圭吾編『怪獣化するプラットフォーム権力と法Ⅲ プラットフォームとデモクラシー』（慶應義塾大学出版会、二〇二四年）三頁。
- (30) 駒村・前掲注(13)三七頁。
- (31) 山口真一『ソーシャルメディア解体全書…フェイクニュース・ネット炎上・情報の偏り』（勁草書房、二〇二二年）は、ソーシャルメディア上の投稿で出来上がるネット世論が、現実の世論とかけ離れている場合があり、ソーシャルメディアが一部の「ヘビーライター」たちによって構成されていることを指摘している。
- (32) 最三小判昭和六三年二月二〇日集民一五五号三七七頁（車内広告事件最高裁判決）。
- (33) See, Matthew B. Crawford, *The Cost of Paying Attention*, *The New York Times*, Mar. 7, 2015, <https://www.nytimes.com/2015/03/07/technology/the-cost-of-paying-attention.html>.

nytimes.com/2015/03/08/opinion/sunday/the-cost-of-paying-attention.html. See also, MARTHA MINOW, SAVING THE NEWS: WHY THE CONSTITUTION CALLS FOR GOVERNMENT ACTION TO PRESERVE FREEDOM OF SPEECH 125 (2021).

(34) 水谷瑛嗣郎「デジタル・プラットフォームと表現の自由——『刺戟』に関する予備的考察」『棟居快行古稀記念論文集』所収(信山社、近刊予定)。

(35) 最大判昭和五三年一〇月四日民集三二巻七号一二二三頁。

(36) 例えば、かつて *Kovacs v. Cooper* 判決 (336 U.S. 77 (1949)) において、アメリカ連邦最高裁は「言論の自由の権利は、すべての市民が意思ある聴衆の心に届くことを保障するものであり、そのためには彼らの注目を引く機会がなければならない」(at 87) と判示している。

(37) この点、従来の騒音規制をはじめとする内容中立規制(時、場所、方法に関する規制)には、あくまで背後には伝達したい表現内容が控えていることが前提とされていたように思われる。そのため内容中立規制は、unpopular な意見が排除されやすくなったり、特定の表現内容を摘発するために恣意的に運用される危険性があるため、違憲審査の際には、内容規制ほどではないにせよ、ある程度厳格な中間審査が要求されていた。他方、ただ「反応」を得るために「刺戟」を与える行為は、背後に伝達したい表現内容が控えているわけではない、という点で大きな差異がある。もっともこうした表現内容の伝達を目的としない「刺戟」を与える行為は、そもそも表現の自由の保護範囲から外すべきか、それとも一応保護範囲として認めたうえで、内容規制や内容中立規制とは異なる分類として位置づけるべきかについては、より慎重に検討したい。

(38) 最三小決平成一八年一〇月三日民集六〇巻八号二六四七頁。

(39) 最一小決昭和五三年五月三一日刑集三二巻三号四五七頁。

(40) Amy Gajda, A Professional Wrestler, Privacy, and the Meaning of News, in *THE FUTURE OF PRESS FREEDOM*, *supra* note 25, at 308.

(41) See Jacob Wendler, *Pro-Trump outlets flock to the Pentagon under new media policy*, POLITICO, Oct. 22, 2025, <https://www.politico.com/news/2025/10/22/pentagon-trump-press-corps-00619002>.

(42) 詳細は、駒村・前掲注(23)を参照。

- (43) See Sonja R. West, *Press Exceptionalism*, 127 Harv. L. Rev. 2434 (2014).
- (44) 水谷瑛嗣郎「マスメディアの自由と特権」山本龍彦・横大道聡編著『憲法学の現在地』（日本評論社、二〇二〇年）二〇二—二〇三頁。
- (45) Rick Hasen, *From Bloggers in Pajamas to The Gateway Pundit: How Government Entities Do and Should Identify Professional Journalists for Access and Protection*, in *THE FUTURE OF PRESS FREEDOM*, *supra* note 25, at 294-295.
- (46) *Id.*, at 295.
- (47) Jeff Jarvis, *Geeks Bearing Gifts: Imagining New Futures for News* (2015).
- (48) Jay Rosen, *What Are Journalists For?* (1999).
- (49) ローゼンは、大学でジャーナリスト志望の学生を育てる点よりも、彼が九〇年代に市民ジャーナリストと呼んでいた人々（現在はコンテンツクリエイターと呼ばれる人々）の製作の現場に立ち会って *hyperlocal journalism* community を形成する活動（News Creator Corps (<https://newscreatorcorps.org/>））を展開している⁹。See, Dan Kennedy, *Public journalism redux: Post-academia*, Jay Rosen returns to where he started (October 16, 2025) (<https://dankennedy.net/2025/10/16/public-journalism-redux-post-academia-jay-rosen-returns-to-where-he-started/>).
- (50) Journalism Trust Initiative, <https://journalismtrustinitiative.org>.
- (51) 水谷瑛嗣郎「メディア環境デザインとしてのプロミネンス・ルール：憲法的価値との接続を意識して」Nextcom 五六巻（二〇二三年）三〇—三七頁を参照。
- (52) DIGIDAY 編集部「フェイクニュース時代に信頼は取り戻せるか。Journalism Trust Initiative が示す『透明性』の再定義」（二〇二五年一月三十一日）<https://digiday.jp/publishers/202501-journalism-trust-initiative/>.